

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の概要について

1. 経緯

近年、人家近くでクマ等が多く目撃され、市においても鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）によるパトロールの実施など緊急出動の対応を行ってきた。

令和7年9月から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正により、人の日常生活圏にクマ等が出没した際に、銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止し、安全を確保した上で、市長の権限により銃猟を可能とする「緊急銃猟制度」が創設された。

緊急銃猟は、確実にクマ等を捕獲する必要があることだけでなく、住居集合地域等では、銃器の使用による建物等への損害の回避など、実施隊員には、高度な技術力や判断力が必要となり、実施隊員の報酬等の充実を図る必要がある。

緊急銃猟を含め、クマ等による人身危害を防ぐための報酬等の充実にあたっては、実施隊員が所属する（一社）飛騨猟友会管内の2市1村（高山市・飛騨市・白川村）で協議し、統一した単価を設定することとした。

2. 改正内容

報酬種別	改正内容
緊急銃猟出動報酬 ＜緊急銃猟出動とは＞ 人の日常生活圏にクマ等が出没し、人への危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要がある場合における安全確保等の条件の下での、市町村が委託した者による銃猟のための出動	【新規】1回 20千円 (銃猟を行った者は30千円) 出動時間が2時間を超えるときは、1時間(1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。)につき3千円を加算する。
錯誤捕獲出動報酬 ＜錯誤捕獲出動とは＞ イノシシ等を捕獲する目的で設置した罠に、本来の対象ではないクマ等が誤って捕獲された場合における対応のための出動	【新規】1回 20千円
緊急出動報酬	【拡充】1回 5千円(従来1回 3千円)

3. 施行期日

令和8年4月1日